

四日市市部落差別の解消の推進に関する基本方針

平成30年4月1日

四日市市長

四日市市教育長

四日市市は、2016(平成28)年12月16日に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」の目的及び基本理念を受け、これまで「四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすことを目指す条例」に基づき進めてきた同和教育・啓発の成果と課題を検証し、情報化の進展に伴う部落差別に関する状況の変化も踏まえ、部落差別解消のために真に必要な教育・啓発の手法を追究し、各施策の効率的な推進を図るための基本方針及び具体的方針を策定するとともに、法の内容や施行事実を広く市民に周知し、その考え方の共有に努め、もって部落差別のない社会の実現を目指します。

1. 「部落差別の解消の推進に関する法律」第2条の基本理念と第3条の国及び地方公共団体の責務にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講じるため具体的方針を策定します。
2. 部落差別に関する相談に的確に応ずるため、職員の資質向上に努め、多様な機能を有する、市民に信頼される相談体制の充実を図ります。
3. 部落差別を解消するために必要な教育及び啓発を行います。そのための基本計画を策定するとともに、条件整備を行います。
4. 部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、国や県と協力し、部落差別の実態に係る調査を多様な手法で計画的に行います。